

公募の内容

今回の公募は、できるだけ早く代表者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成24年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の成立状況によっては、今後、内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

1 公募する種目

今回、日本学術振興会が公募する種目は次のとおりです。

「学術定期刊行物」、「学術図書」及び「データベース」

2 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究機関に所属する代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究機関に所属する者（機関管理となる者）が応募しようとする場合 （詳細は、20頁「研究機関の方へ」を参照）	研究機関に所属しない者（機関管理とならない者）が応募しようとする場合
平成23年 9月1日（木）～ 公募開始	所属する研究機関が全ての応募書類を取りまとめて提出することになりますので、所属研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出してください（ <u>直接本会へ提出されても審査に付されません</u> ）。	「学術定期刊行物」、「データベース（学術誌データベース）」及び左記に該当しない場合の「学術図書」、「データベース（研究成果データベース）」については、応募者が自ら取りまとめて提出してください。
<u>11月16日（水）</u> <u>午後4時30分</u> <u>提出期限</u>	<p>[応募者] 応募書類の作成及び確認</p> <p>↓ 提出</p> <p>[研究機関] 応募書類の確認及び取りまとめ</p> <p>↓ 提出</p> <p>[日本学術振興会] 応募書類の受付</p>	<p>[応募者] 応募書類の作成及び確認</p> <p>↓ 提出</p> <p>[日本学術振興会] 応募書類の受付</p>

< 応募書類を持参する場合 >

平成23年11月11日（金）～11月16日（水）【土日を除く】

（午前9時30分～正午まで 及び 午後1時～午後4時30分まで【時間厳守】）

受付場所：独立行政法人日本学術振興会 一番町事務室 1F会議室

（一番町F Sビル内）（予定）

5頁「(3) 応募書類受付会場案内図」を参照してください。

< 応募書類を送付する場合 >

郵便等送付先：〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（一番町F Sビル）

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第二課

「研究成果公開促進費」応募受付担当

応募書類の送付に当たっては、配達が可能である方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）で平成23年11月11日（金）～11月16日（水）に到着するように、余裕を持って発送してください。

なお、送付された応募書類のうち、平成23年11月15日（火）までに発送したことが証明できる場合に限り、11月17日（木）に到着したものまで受理します。

封筒等の表には、種目ごとに「研究成果公開促進費（各種目名を記入）計画調書 在中」と朱書きしてください。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

平成23年12月～

平成24年 3月

審査

平成24年 4月上旬

交付内定

4月下旬

交付申請

6月中旬

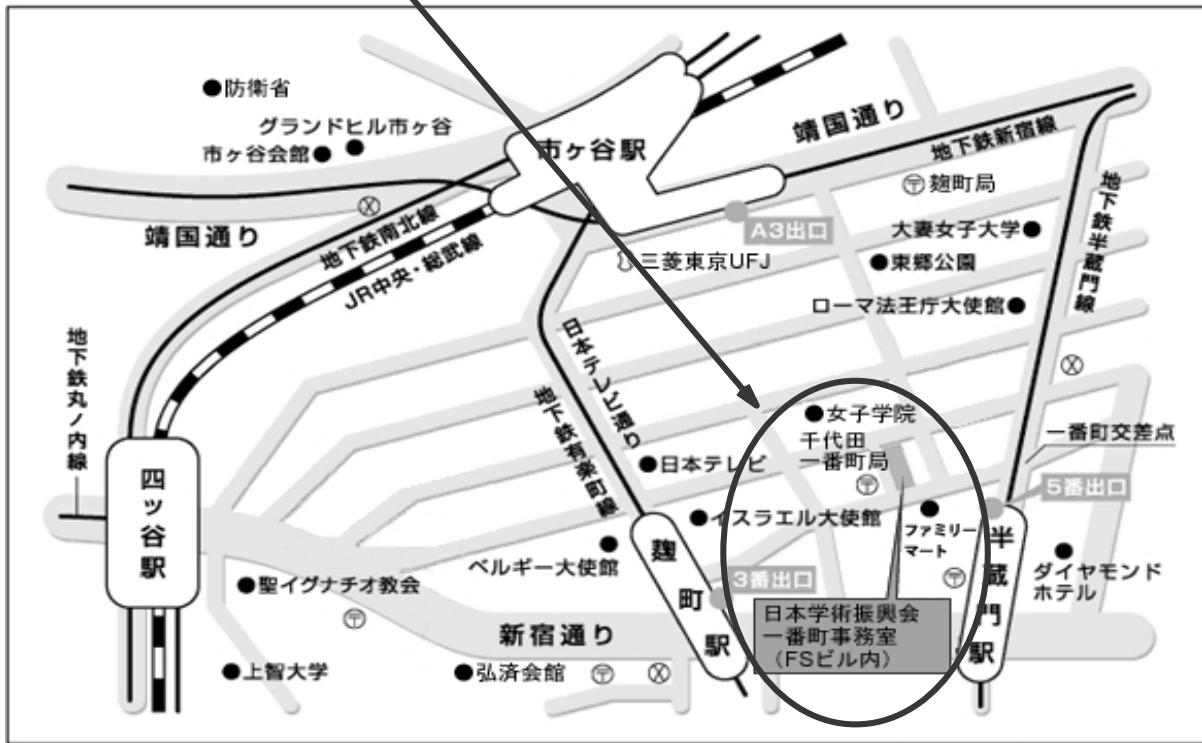
交付決定

6月下旬

送金（学術図書については、補助事業完了後）

(3) 応募書類受付会場案内図

< 受付会場 > 独立行政法人日本学術振興会 一番町事務室 1階会議室
 (一番町FSビル内) (予定)



(東京駅—半蔵門駅経路) 東京駅 — 東京メトロ丸ノ内線 — 大手町 — 東京メトロ半蔵門線 — 半蔵門駅

【周辺拡大図】



3 各種目の内容

学術定期刊行物

(1) 対象

我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等（以下「学術団体等」という。）が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制^(注1)等により質の保証された原著論文の発信を目的として**定期的に刊行する学術誌**^(注2)

なお、以下に該当するものは公募の対象となりません。

出版社の企画によって刊行するもの

各年度の補助要求額が100万円未満のもの

全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの

購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの

刊行事業に関する支出に占める補助要求額の割合が、原則として50%以上であるもの

過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

^(注1)「レフェリー制」については、学術団体等が学術誌を刊行する上で、投稿された論文について査読等を行うことを規程等で定め、実施しているものをいいます。

^(注2)「電子媒体」、「紙媒体」又はその「両方」のいずれの場合でも応募することができます。

(2) 応募区分

学術定期刊行物では、次の3つの区分により公募します。

欧 文 誌：

年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%以上であるもの。

特定欧文総合誌：

複数の学会等が協力体制をとって刊行（学会等の統廃合などにより同等の協力体制がとられているものを含む。）する国際競争力の高い欧文誌で、次に掲げる条件をすべて満たすもの。

a) 参加する団体及び出版社が明確であるもの

b) 作成及び販売における協力体制が確立しているもの

c) 査読や編集の委員に専門の外国人を採用するなど、欧文誌の高度化を図っているもの

d) 年4回以上発行しているもの

e) 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が100%であるもの

f) 1回の発行部数の30%以上を海外に有償で頒布しているもの

審査は、「欧文誌」としても採択が可能なものについて、「特定欧文総合誌」としての条件を満たし、応募しているものを対象に行います。また、新たに創刊し間もないもの（3年まで^(注)）については、その後の計画も含めて総合的に審査をします。なお、「特定欧文総合誌」として採択されたものについては、重点的な助成に配慮するものとします。

^(注)平成20年9月1日以降に創刊されたものが対象となります。

欧文抄録を有する和文誌：

欧文抄録を有し、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%未満であるもの。原則として人文・社会科学を対象とする分野のものに限る。

(3) 応募対象経費

対象となる経費は、学術誌の刊行に必要となる経費のうち次に該当する経費のみとなります。

直接出版費のうち以下のa)～f)の経費（電子媒体はa)の経費が該当）

- a) 組版代 b) 製版代 c) 刷版代 d) 印刷代
e) 用紙代 f) 製本代

欧文校閲費（ただし、当該事業の主体となる応募者本人及び応募団体に参加している者への支出は対象となりません。）

閲読審査等を海外のレフェリーへ依頼する際の往復の郵送料

(4) 事業期間 1～4年間

(5) その他の留意点

出版社等の選定に際しては、事前に**競争入札を行うか**(注)又は**複数の出版社等から見積書を徴した上で選定**してください。

(注)平成24年度の事業を遂行する上で、下記に示した契約の締結を要するものについては、競争入札により契約の相手方を選定する必要がありますので、採択後の当該事業を開始しようとする時までに、競争入札に係る事務手続きを行わなければなりません。

【競争入札を要する契約】

- ・「直接出版費」に係る契約が、1件につき250万円を超える場合。
- ・「欧文校閲費」に係る契約が、1件につき100万円を超える場合。

採択された課題については、実績報告において額の確定の際、刊行事業に関する収入の実績報告の金額が、刊行事業に関する支出の実績報告の金額を超えることとなる場合には、超えた額の半額又は全額を減額するものとします(注)。減額する額については、以下の通りです。

- a) 科研費を含んだ刊行事業に関する収入の額が刊行事業に関する支出を超えることとなった主たる理由が自助努力であると認められるものについては、超えた額の半額
- b) 科研費を含んだ刊行事業に関する収入の額が刊行事業に関する支出を超えることとなった主たる理由が自助努力であると認められないものについては、超えた額の全額

なお、減額する額が交付決定額を超える場合は、交付決定額の全額を減額した額で確定をいたします。

(注) 科研費を含んだ刊行事業に関する収入の額が刊行事業に関する支出を超えた額が交付決定額の10%以下の場合には、減額を行わないこととします。

【自助努力として認められる理由の具体例】

- ・会員数の増加によるもの
- ・売上げの増加によるもの
- ・広告料の増加によるもの
- ・論文掲載数の増加によるもの
- ・効率的な調達等による経費節減によるもの

【自助努力として認められない理由の具体例】

- ・発行回数を減らすことによるもの
- ・論文掲載数を減らすことによるもの
- ・刊行収入の見込額の算定が適切ではなかったことによるもの

学術図書

(1) 対象

個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもの（CD-ROM 又は DVD-ROM 等を媒体としたものについても対象とします。）

< 刊行のみ行うもの >

研究成果の論文等について、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの

< 翻訳・校閲の上、刊行するもの >

日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上、刊行し、市販されるもので、学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすもの

なお、以下に該当するものは公募の対象となりません。

既に類似の成果が刊行されているもの

既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの

学術研究の成果とは言い難いもの

大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの

出版社等の企画によって刊行するもの

市販しないもの

十分に市販性があるもの

(2) 応募対象経費

対象となる経費は、学術図書の刊行に必要となる経費のうち次に該当する経費のみとなります。

翻訳・校閲経費（ただし、当該事業の主体となる応募者本人及び研究者グループ等に参加している者への支出は対象となりません。）

直接出版費のうち以下の a) ~ g) の経費

a) 組版代 b) 製版代 c) 刷版代 d) 印刷代

e) 用紙代 f) 製本代

g) CD-ROM 又は DVD-ROM 等の作成に係る経費（マスター作成代、ディスク代、製版代）

ただし、応募できる刊行経費の上限額は下記のとおりとします。

「応募上限額」は、直接出版費（印刷に係る経費）から図書の売上げ収入見込みを差引いた、当該学術図書を刊行するために必要とされる経費として要求できる科研費の上限額です。

応募上限額 = 直接出版費（税込） - { 定価（税込）× 0.7 × 0.5 × （発行部数 × 0.6） }

0.7 = 卸売係数 0.5 = 原価率 0.6 = 売上率

(3) 事業期間

「刊行のみ行うもの」 1年間（刊行は平成25年2月28日まで）

「翻訳・校閲の上刊行するもの」 1～2年間

a) 平成25年2月28日までに、翻訳・校閲から刊行まで完了するものは1年間

b) 平成25年2月28日までに翻訳・校閲を行い、平成26年2月28日までに刊

行するものは2年間(ただし、出版社等への原稿渡しは、平成25年4月1日以降とします。)

翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しは、平成24年4月1日より前のものは公募の対象となりません。

翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しを6月30日までに行えること(ただし、採択後に、応募の際に予期できなかった事情により原稿渡しが遅れる場合は、日本学術振興会に相談すること。)

(4) その他の留意点

卸売価格は、原価を下回ることはできません。

発行部数のうち市販以外の部数は30部までとします。

科研費による刊行は無印税とし、著者・编者・著作権者は、一切の利益を受けることができません。

データベース

(1) 対象

我が国の学術研究の動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするもの

(2) 応募区分

データベースでは、次の2つの区分により公募します。

研究成果データベース：

ア 個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ、学術的価値が高く、次の条件をすべて満たすもの

- a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの
 - ・ 我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野
 - ・ 国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野
 - ・ 国内で学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野
 - ・ 国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野
- b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの
- c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの
- d) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であること
- e) 学術誌データベースが対象とするものではないこと

イ なお、採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継

続的な助成を行うものを「**重点データベース**」とし、その他を「**一般データベース**」とします。

「**重点データベース**」として採択されたものについては、事業期間（最長5年）を限度とした内約期間及び内約額を提示するものとします。

学術誌データベース：

ア 我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等（以下「**学術団体等**」という。）が作成するデータベースで、**学術団体等が発行する学術誌の過去の掲載論文等のアーカイブを構築するもので、学術的価値が高く、次の条件をすべて満たすもの**

- a) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌の電子アーカイブ事業であること（学術定期刊行物としても採択されるような学術誌であること）
- b) 当該データベースの公開が継続できることが見込まれること
- c) データベースを流通させるためのシステムを既に有する又は他のシステムを活用するなど、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、電子化された学術誌の公開計画が明確なもの

イ なお、採択されたもののうち、特に早期のデータベース構築が望まれるものについては、重点的かつ継続的な助成を行うこととし、事業期間（最長5年）を限度とした内約期間及び内約額を提示するものとします。

(3) 応募対象経費

対象となる経費は、データベースの作成に必要となる経費のうち、次に該当する経費のみとなります。なお、CD-ROM又はDVD-ROM等作成委託費については、公開目的のものを対象とします。また、データ収集・整理を行うための経費、システム開発・管理を行うための経費は補助対象となりません。

研究成果データベース：

研究成果データベースの作成に直接必要となる経費のうち以下のa)～g)の経費（ただし、a)～c)については、当該事業の主体となる応募者本人及び研究者グループ等に参加している者（作成分担者等）への支出は対象となりません。）

- a) 入力作業協力に対する人件費・謝金（入力作業への協力をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費）
- b) 入力作業委託費
- c) 著作権使用料
- d) 国内連絡旅費（10万円程度までとします）
- e) 消耗品費
- f) CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費（マスター作成代、ディスク代、製版代）
- g) その他（複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費等）

学術誌データベース：

学術誌データベースの作成に直接必要となる経費のうち以下のa)～f)の経費（ただし、a)～c)については、当該事業の主体となる応募者本人及び応募団体に参加している者（作成分担者等）への支出は対象となりません。）

- a) 入力作業協力に対する人件費・謝金（入力作業への協力をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費）

- b) 入力作業委託費
- c) 著作権使用料
- d) 消耗品費
- e) CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費(マスター作成代、ディスク代、製版代)
- f) その他(複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費等)

(4) 事業期間 1～5年間

(5) その他の留意点

入力作業委託業者、CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託業者の選定に際しては、事前に**競争入札を行うか**(注)又は**複数の業者から見積書を徴した上で選定してください。**

(注) 平成24年度の事業を遂行する上で、下記に示した契約の締結を要するものについては、競争入札により契約の相手方を選定する必要がありますので、これに係る事務手続きを行わなければなりません。

[競争入札を要する契約]

- ・「入力作業委託」「その他(複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費等)」に係る契約が、1件につき100万円を超える場合。
- ・「消耗品」の購入に係る契約が、1件につき160万円を超える場合。
- ・「CD-ROM、DVD-ROM 等作成委託」に係る契約が、1件につき250万円を超える場合。